

入札説明書

庄内森林管理署の令和 7 年度庄内海岸高砂区保安林総合改良整備事業に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7 年 1 2 月 4 日

2 支出負担行為担当官等
分任支出負担行為担当官 庄内森林管理署長 松浦 博文
山形県鶴岡市末広町 23 番 37 号

3 事業概要

(1) 入札番号及び事業名

庄内海岸高砂地区保安林総合改良整備事業

(2) 作業場所 山形県酒田市高砂字高砂国有林 1137 林班に小班ほか

(3) 事業内容 特別伐倒駆除（破碎・集積）
470 本 270.23m³（枝条含む）

(4) 履行期限 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 25 日

(5) 本事業は、令和 7 年度国有林野事業における競争参加資格確認資料の簡素化対象事業である。

(6) 本事業の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

4 競争参加資格要件等

本事業の入札に参加できる者は、次の全てに該当する者としてします。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号。以下「予決令」という。）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」）を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加者の資格に関する公示（令和 7 年 1 月 31 日）によって決定された等級が本事業に対応している者は、自己の等級より下位への入札及び自己の等級より上位への入札に参加できる。

なお、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条第 3 項に基づく認定を受けている事業主（以下「認定事業主」と

いう。)が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で対象等級と同規模の事業実績(国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した事業実績)を有している者であること。

なお、この事業の等級は、C等級である。

(参考) 造林の等級区分(資格:役務の提供等(その他))

等 級	競争参加者(数値)
A	75点以上
B	55点以上75点未満
C	40点以上55点未満
D	40点未満

- (3) 共同事業体にあつては、次の全ての要件を満たすものであること。
- (ア) 協定書に基づき結成された共同事業体であること。
 - (イ) 競争制限とはならない共同事業体であること。
 - (ウ) 構成員の全てが、全省庁統一資格の「役務の提供等(その他)」の資格を有すること。
 - (エ) 共同事業体が入札する事業に、構成員が入札を行わないこと。
 - (オ) 共同事業体の等級は代表者の等級とし、(2)に定める等級であること。(代表者が認定事業主である場合においても(2)に定める等級であること。)
- (4) 令和07・08・09年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「東北」を選択している者であること。
(共同事業体にあつては、構成員の全てが「東北」を選択している者であること。)
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(「競争参加者の資格に関する公示」(令和7年3月31日)9(2)に規定する手続をした者を除く。)でないこと。
- (6) 平成22年4月1日以降(過去15年間(入札公告日の属する年度含まない)入札公告の事業又は同種の事業を完了した実績(国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した事業実績)がある者とする。
なお、同種の事業とは松くい虫防除(伐倒駆除及び特別伐倒駆除)、ナラ枯れ防除(伐倒くん蒸)に係る事業とする。
ただし、発注対象事業より下位の等級に格付けされた認定事業主が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で平成22年4月1日以降(過去15年間(入札公告日の属する年度含まない)に対象等級と同規模の事業を完了した実績(国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した事業実績)がある者とする。

また、入札公告の属する年度の前年度及び前々年度の2年間に、入札公告の事業及び同種の事業について、事業成績評定通知書を受けた者は、入札しようとする者の2年間の契約毎の評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。

- (7) 配置を予定する技術者にあつては、入札参加者が直接雇用しており、技術者の資格のいずれか（次に掲げる（ア）から（ケ）まで）を有していること。

技術者の資格とは、以下のとおり

- (ア) 技術士（林業、森林土木、林産）
- (イ) 林業技士（林業経営、林業機械、森林土木、森林評価）
- (ウ) グリーンマイスター（基幹林業技能士）
- (エ) グリーンワーカー（林業技能作業士）
- (オ) ニューグリーンマイスター（基幹林業作業士）
- (カ) フォレストマネージャー
- (キ) フォレストリーダー
- (ク) フォレストワーカー（林業作業士）
- (ケ) 青年林業士
- (コ) 1級林業技能士又は2級林業技能士

なお、上記の資格を有する者がいない場合、平成22年4月1日以降（過去15年間（入札公告日の属する年度含まない）に、入札公告の事業又は同種の事業（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した同種事業に従事した代表的なもの（事業規模の大きいもの）のうち次の優先順位（①現場代理人として経験した事業、②現場代理人以外で経験した事業。）に基づくこと。）に3年以上従事している者であること。

また、配置予定技術者の、同種事業に3年以上従事していることを証明するための契約書又は従事したことが証明できる書類等を「3ヶ年度」分（年度毎に1件）添付すること。

- (8) 労働安全衛生規則等に基づき必要とされる下記資格保有者を配置できること。

(ア) チェンソーを使用する作業

- ① 改正前労働安全衛生規則第36条第8号又は第8の2特別教育の修了者については、伐木等の義務（基発第0214第9号第2の1特別教育（補講））を受講済者であること。
- ② 改正後労働安全衛生規則第36条第8号修了者であること。

(イ) 刈払機を使用する作業

「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」の周知徹底について（昭和60年2月19日付け基発第90号厚生労働省通達）に基づく刈払機を使用できる者であること。

- (9) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制

定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (10) 当該事業の実施において、次に示す資格等のいずれかを有する技能者を配置できること。

- (ア) 地方公共団体が認定する農薬管理指導士又は農薬適正アドバイザー
- (イ) 緑の安全管理士
- (ウ) 技術士（農林部門・植物保護又は森林部門・林業）
- (エ) 樹木医又は松保護士（松保護士は、松くい虫防除事業の場合）
- (オ) (ア)～(エ)に準ずると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格を有している者

なお、上記の資格を有しない場合、平成22年4月1日から令和7年3月31日に入札公告の事業又は同種事業(国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した実績を含む)に2年以上従事している者であること。

- (11) 以下に定める届出をしていない事業者（届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条規定による届出
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条に規定による届出
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (12) 上記3(1)に示した事業に係る条件調査等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。

- ① 「条件調査等の受託者」とは、次に掲げる者である。

該当なし

- ② 「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている業者

イ 業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者

- (13) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同事業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

- (a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (b) 人的関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社的一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - (c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - その他個人事業主又は中小企業等協同組合法若しくは森林組合法等に基づき設立された法人等であって、上記 (a) 又は (b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (14) 当該事業の入札説明書及び見積りに必要な図書等を発注者の指定する方法での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。
- (15) 農林水産省発注事業等からの暴力団排除の推進について（平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知）に基づき、警察当局から当局長（署長、支署長含む。）に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (16) 本事業は令和7年度国有林野事業における競争参加資格確認資料の簡素化対象事業であるため、以前提出した資料の内容に異同がない場合に限り、当年度の入札参加時に提出した当該資料をもって、提出を省略することができる。
- (17) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること。（規範の内容に相当する既存の取組を含む。）
 注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は、林野庁ホームページに掲載。
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>
- (18) 仕様書に定められた木材破碎作業を実施できる機具を所持又は準備していることについて証明書類が提出できること。

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、全省庁統一資格の資格確認通知書の写し、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく都道府県知事の認定書の写し、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- なお、共同事業体は、協定書の提出も行い確認を受けるものとする。
- 4の(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4の(1)及び(3)から(13)までに

掲げる事項を満たしているときは、入札の時ににおいて4の(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、入札の時ににおいて4の(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がない認められた者は本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、電子調達システムを用いて提出すること。ただし、承諾を得て紙入札による場合は持参又は郵送とする。

- (ア) 受付期間： 令和7年12月5日(金)から令和7年12月18日(木)午後4時00分までとする。

なお、承諾を得て紙入札による場合は、上記期間(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)までとし、郵送の場合は令和7年11月11日(火)までに必着とする。

- (イ) 受付場所：〒997-0015
山形県鶴岡市末広町 23-37
庄内森林管理署 総務グループ
電話：0235-22-3331

- (2) 申請書は別紙様式1により、資料は別紙様式2～別紙様式4により、記入例に基づき作成し、上記(1)に基づき提出すること。

- (3) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、(ア)別紙様式2の同種事業の実績、(イ)別紙様式3の配置予定技術者の同種事業の経験については、事業が完了し、引き渡しが進んでいるものに限り記載すること。

- (ア) 同種事業の実績

4の(6)に掲げる資格があることを判断できる同種事業の実績、発注対象事業より下位の等級に対応する等級に格付けされた者である場合及び認定事業主で直近上位より上位に入札する者である場合は、発注対象事業と同程度の期間で対象等級と同規模の事業に係る実績を別紙様式2に記載すること。

なお、自己山林に関する同種の事業の実績についても実績として評価することとし、事業名及び発注機関欄には「自己山林」と記載し、契約金額については、都道府県の造林補助事業における標準単価、地元の森林組合等から聞き取りした数値などにより算定すること。

- (イ) 配置予定技術者の同種事業の経験

配置を予定する技術者が4の(7)に示す技術者の資格を有している場合は、その資格名を別紙様式3に記載すること。記載した資格は、資格証の写しを提出すること。配置を予定する技術者が技術者の資格を有していない場合は、入札公告の事業又は同種の事業に従事していることを判断できる会社名、同種事業の経験等を別紙様式3に記載すること。なお、同種の事業の現場代理人等(請負契約者本人が現場に常駐して運営する場合を含む)として、年間少なくとも1回以上従事し、且つ通算

で3年以上従事していることが判断できるよう様式に明記すること。従事期間は連続する3年である必要はないものとする。

(ウ) 従事予定者

従事予定者の資格等を別紙様式4に従事予定者別に記載すること。なお、競争参加資格要件として資格等の取得者の配置が必要な場合は、資格等を取得している従事予定者が配置可能であることを判断できるよう様式に明記すること。

(エ) 契約書の写し

(ア) の同種事業の実績、(イ) の配置予定技術者の同種事業の経験においては、実績として記載した事業に係る契約書等の写しを提出すること。なお、契約書等により同種事業であることが確認できない場合は、契約書の他に施工管理計画書等の当該事業の内容（同種事業の実績及び技術者の経験）が証明できる書類を添付すること。必要な書類の添付がないものについては入札に参加できないので留意すること。配置予定技術者の、同種事業に3年以上従事していることを証明するための契約書等を「3ヶ年度」分添付すること。

(4) 資料作成説明会

資料作成説明会については、原則として実施しない。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和7年12月23日までに通知する。参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(6) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(7) その他

(ア) 資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された申請書等は、返却しない。

(エ) 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(ア) 提出期限：令和8年1月8日（木）午後4時

(イ) 提出場所：5の（1）の（イ）に同じ。

(ウ) 提出方法：持参による提出か、郵送による。（郵送の場合は提出期限

内必着とする。)

- (2) 分任支出負担行為担当官が説明を求められたときは、令和7年12月5日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

7 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

(ア) 受領期間：令和7年12月4日から令和8年1月14日まで。持参する場合は、上記期間の休日等を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

なお、郵送の場合は令和8年1月14日までに必着とする。

(イ) 提出場所：上記5の(1)の(イ)に同じ。

(ウ) 提出方法：持参による提出か、郵送による。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、東北森林管理局ホームページに掲載する方法により公表する。

https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatsumei_shitsumon_kaitou.html

(ア) 閲覧期間：令和7年12月4日から令和8年1月19日

8 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 本事業の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

(ア) 電子調達により参加する場合

令和8年1月16日(金)午前9時00分から令和8年1月20日

(火)午後4時00分

(イ) 紙入札により入札する場合

令和8年1月21日(水)9時45分から10時00分。

なお、郵送により入札書を提出する場合は令和8年1月20日までに必着とする。入札書の日付は令和8年1月21日とする

- (2) 開札は、令和8年1月21日(水)10時00分に庄内森林管理署 入札室において行う。

- (3) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者で、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

- (4) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、第3回目に行う入札についても上記を準用して行うものとする。なお、入札執行回数は原則2回と

し、最高でも3回を限度とする。

- (5) 紙入札により入札する場合は、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参又は郵送すること。

9 紙入札による入札方法等

- (1) 入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載し、持参又は郵送により提出すること。電送による提出は認めない。

郵送により入札書を提出する場合は、書留郵便に限ることとし、封筒を二重に使用し、その内封筒には入札書を、その外封筒には分任支出負担行為担当官より競争参加資格があることが確認された旨の競争参加資格確認通知書の写しを入れ提出すること。

なお、郵便入札した者は、再入札には参加できない。

また、入札への直接参加者が代理人である場合は、任意の様式によりその旨が確認できる委任状を提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 積算内訳書の提出

- (ア) 積算内訳書の提出は、電子調達システムにより提出することとする。

- (イ) 紙入札により入札する場合の積算内訳書の提出は(1)で示した入札書と同様の扱いとし、入札締め切り前に積算内訳書を紙により封緘

された入札書とともに分任支出負担行為担当官へ提出すること。

なお、郵送による者は、8の(1)の郵送期限までに必着とする。

- (ウ) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を所定の様式（素材生産事業請負及び造林事業請負の積算内訳書）により提出すること。

なお、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された積算内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

- (エ) 提出された積算内訳書は返却しない。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除。

(2) 契約保証金：免除。(前払金の規定を適用する場合は、契約保証金を求めることとする。)

11 開札

開札は、紙入札による入札者がいた場合は競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせ開札を行う。

12 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊入札者注意書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

13 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 予定価格が1千万円を超える契約については、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は14に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

14 調査基準価格を下回った場合の措置

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについては、入札者から資料の提出及び必要に応じて事情聴取を行うとともに、関係機関の意見照会等の調査(以下、「低入札価格調査」という。)を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該事業等の事業期間の延期は行わない。

(1) 提出を求める資料等

- (ア) その価格により入札した理由
- (イ) 積算内訳書
- (ウ) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の内訳
- (エ) 契約対象事業等付近における手持ち事業等の状況
- (オ) 配置予定技術者名簿
- (カ) 契約対象事業等に関連する手持ち事業の状況
- (キ) 契約対象事業等箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との地理的条件
- (ク) 手持ち資材等の状況
- (ケ) 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係
- (コ) 手持ち機械の状況
- (サ) 労務者等の確保計画
- (シ) 事業別労務者等配置計画

- (ス) 月別就労予定表
 - (セ) 過去に施工した事業等名及び発注者
 - (ソ) 過去に受けた低入札価格調査対象事業等
 - (タ) 安全管理に関する資料
 - (チ) 財務諸表及び賃金台帳
 - (ツ) 誓約書
 - (テ) その他、分任支出負担行為担当官が必要と認める資料
- (2) 説明資料の提出期限は、低入札価格調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く。）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- また、提出期限までに記載要領に従った資料等を提出しない、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合及び提出された資料等に整合性がとれないあるいは記載漏れ等不備が認められた場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。
- (3) 分任支出負担行為担当官が次の追加資料を求めた場合の提出期限は、連絡を行った日の翌日から起算して5日以内（休日等を除く。）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- また、提出期限までに資料等を提出しない、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合及び提出された資料等に整合性がとれないあるいは記載漏れ等不備が認められた場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。
- (ア) 積算内訳書等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む）に関する見積書等積算根拠
 - (イ) 手持資材に関する数量、保管状況写真
 - (ウ) 販売店等の作成した見積書等
 - (エ) 手持機械の状況の写真
 - (オ) 労務を供給事業者の承諾書
 - (カ) 賃金台帳等
 - (キ) 過去3ヵ年の財務諸表
 - (ク) 資料提出時における社員すべての名簿
- (4) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合は、当該事業の成績評定に厳格に反映するとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 低入札価格調査の方法及び落札者の決定方法については、本入札説明書によるほか「東北森林管理局低入札価格調査運用マニュアル」（平成21年4月22日付け21東経第44号局長通知）によるものとする。

15 契約書作成の可否等

- (1) 契約の相手方が決定したときは、決定してから遅滞なく、別冊契約書（案）に基づき契約書を作成するものとし、落札者が決定した日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に契約を締結するものとする。

- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、さらに、分任支出負担行為担当官が当該契約書の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- (3) (2) の場合において、分任支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語、日本国通貨に限るものとする。
- (5) 分任支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

16 支払条件

- (ア) 前金払 無（契約保証金を納める場合は前払金を認めるものとする。）
- (イ) 中間前金払及び部分払 部分払いのみ 有（落札者の選択事項である。）
- (ウ) 低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び発注者の損害賠償請求等に伴う違約金の額については、国有林野事業造林事業請負契約約款第 4 条第 2 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」に、第 5 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」に、第 55 条第 2 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」に読み替えるものとする。
また、前金払については、国有林野事業造林事業請負契約約款第 35 条第 1 項中「10 分の 4」を「10 分の 2」に、第 5 項中「10 分の 4」を「10 分の 2」に、「10 分の 6 を」を「10 分の 4」に、第 6 項及び第 7 項中「10 分の 5」を「10 分の 3」に、「10 分の 6」を「10 分の 4」に、読み替えるものとする。

17 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5 の (1) の (イ) に同じ。

18 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、5 の (1) の資料に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に常駐すること並びに従事予定者を当該事業に配置すること。
- (4) 国有林野事業における造林事業請負標準仕様書第 20 条の全ての要件を満たす場合は下請負を認めるものとするが、同一入札物件に応札した者を下請負とすることはできないものとする。

- (5) 入札公告日の属する年度の前年度及び前々年度の2年間に、入札公告の事業及び同種の事業について、契約を実施した署等から通知された全ての事業成績評定通知書の写しを提出しなければならない。
- (6) 入札参加者は、競争契約入札心得及び契約書(案)を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- (7) 国有林野事業における造林事業を請負契約に付する際の予定価格については、「造林事業請負予定価格積算要領」に基づき算定の上、決定しています。
詳細については、林野庁ホームページをご覧ください。
造林事業請負予定価格積算要領
(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/nyusatu.html>)